

一般競争入札の実施について

市川市長 田中 甲

下記のとおり入札を実施しますので公告します。参加を希望する場合には、「市川市一般競争入札参加申請書」に關係書類を添付のうえ提出してください。

※この案件は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 17、市川市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例（平成 17 年条例第 46 号）、その他法令に基づく長期継続契約とします。

記

1. 件名 (長期継続契約) 市川市生活保護費返還金等債権回収強化業務委託
2. 施行場所 市川市南八幡 2 丁目 20 番 2 号 市川市役所第 2 庁舎 5 階
市川市福祉部生活支援課
3. 施行期間 令和 8 年 6 月 1 日から令和 11 年 5 月 31 日まで
4. 概要 生活保護費返還金等の債権回収に係る業務を委託することにより、
催告や納付相談、各種調査等を適切に実施し、確実に効率的な
債権の回収及び管理の実現を目的とする。

5. 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札参加申請日（以下「申請日」という。）現在において、以下の要件を満たすものとする。

(1) 市川市入札参加業者適格者名簿（委託）に登録している者

又は下記の書類を提出し、入札参加可能と認められる者

- ア 履歴事項全部証明書
- イ 印鑑証明書
- ウ 使用印鑑届兼委任状（市指定用紙）
- エ 納税証明書

次に記載するもののうち該当する納税証明書

① 市内に事業所がある場合

- ・ 市税[法人市民税の納税証明書]（直近 2 年）
[固定資産税・都市計画税の納税証明書]（直近 2 年）
- ・ 国税[法人税及び消費税の納税証明書(その 3 の 3)]

② 上記①に該当しない場合

- ・ 国税[法人税及び消費税の納税証明書(その 3 の 3)]

(2) 弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）第 8 条の規定に基づく弁護士名簿に登録された
弁護士又は同法第 30 条の 2 第 1 項の規定に基づき設立された弁護士法人であって、同法
第 56 条第 1 項の規定に基づく懲戒を受けていない者

(3) 債権回収に関する業務について、国又は地方公共団体から受託し、完了した実績を有する者

(4) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加できないものとする

- ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者又は本件の入札執行日前 6 か月以内に手形、小切手を不渡りした者

- イ 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続き開始決定がなされていない者
- ウ 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続き開始決定がなされていない者
- エ この公告日から入札執行日までの間において、市川市から競争参加資格停止又は競争参加資格除外の措置を受けている者
- オ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国の調達事案に関し排除要請があり、当該状態が継続している者
- カ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条各号に規定する中小企業等協同組合にあたる者（以下「組合」という。）が入札参加申請をした場合における当該組合の理事が所属する他の法人若しくは個人
- キ 入札に参加しようとする者との間に「特定関係にある会社同士の入札参加制限基準」に規定する資本関係又は人的関係がある者
- ク 市川市建設工事等請負業者等競争参加資格停止基準（昭和50年12月13日施行）別表第1及び別表第2に掲げる措置要件のいずれかに該当する事実の発生が判明し、当該事実により適正な契約履行の確保が困難となるおそれがあると認められる者

6. 入札参加申請及び資格の確認

入札に参加を希望する者は、次のとおり申請をし、入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (1) 申請期間 令和8年4月22日（水）から令和8年4月28日（火）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- (2) 申請時間 午前9時から午後5時まで（ただし、最終日のみ正午まで）
- (3) 提出先 〒272-0023 市川市南八幡2丁目20番2号 市川市役所第2庁舎5階
市川市福祉部生活支援課
電話047-712-8728
- (4) 提出方法 上記(3)の担当課に持参または郵送による提出とする。
ただし郵送については、郵送記録が確認できるもの（一般書留、簡易書留、特定記録郵便、レターパックに限る）とし、かつ申請期間内に必着のこと。
申請期間内に到着しない場合は無効とする。
- (5) 提出書類
 - ア 「市川市一般競争入札参加申請書」（指定用紙。以下「申請書」という。）
 - イ 誓約書（指定用紙）
 - ウ 日本弁護士連合会「登録等証明書」の写し（個人の場合は、日本弁護士連合会の弁護士名簿登録の確認ができる写真付き身分証明書の写しに代えることは可とする。）及び懲戒を受けていないことを証する書類
 - エ 履行実績を証する書類の写し（契約書の該当部分、仕様書、設計書等）
（申請日現在の実績で作成すること。）
 - オ 協同組合が申請するときは、当該協同組合の定款（写し）及び組合員・組合役員が記載された「事業協同組合・役員・組合員名簿」（指定用紙）を提出すること（中小企業等協同組合法に定める協同組合でない法人は、提出不要。）。また、協同組合が申請した場合において、申請日から入札の執行の日までの間に、新たに当該協同組合の理事会の構成員となった者がいる場合は、当該協同組合の理事会の構成員の入札参加資格は無効となるので、申請日以降に定款又は「事業協同組合・役員・組合員名簿」に変更がある場合は、直ちに市川市福祉部生活支援課に申し出をし、指示された書類を提出すること。
 - カ 有限責任事業組合（LLP）が申請するときは、当該有限責任事業組合契約の契約書（写し）を提出すること。また、有限責任事業組合（LLP）が申請した場合において、申請日から入札の執行の日までの間に、当該有限責任事業組合の契約に変更がある場合は、直ちに市川市福祉部生活支援課に申し出をし、指示された書類を提出すること。

- キ 市川市入札参加業者適格者名簿（委託）において、「特定関係にある会社同士の入札参加制限基準」に規定する資本関係又は人的関係がある者に該当する他の名簿登載者がいる場合は、特定関係調書（指定用紙）
- ク 市川市入札参加業者適格者名簿に登録していない者にあつては、以下の書類も提出すること

- ① 履歴事項全部証明書
- ② 印鑑証明書
- ③ 使用印鑑届兼委任状（市指定用紙）
- ④ 納税証明書

次に記載するもののうち該当する納税証明書

A 市内に事業所がある場合

- ・市税[法人市民税の納税証明書]（直近2年）
[固定資産税・都市計画税の納税証明書]（直近2年）
- ・国税[法人税及び消費税の納税証明書(その3の3)]

B 上記①に該当しない場合

- ・国税[法人税及び消費税の納税証明書(その3の3)]

※ 申請書等には申請日現在における申請者の現況（住所・商号又は名称・代表者等）を記載すること。

※ 申請書等の記載事項（現況）が市川市入札参加業者適格者名簿と異なる場合、又は申請日から入札日までの間に住所・商号又は名称・代表者等が変更した場合は、その旨を直ちに市川市福祉部生活支援課に連絡した上で、ちば電子調達システムで作成した入札参加資格審査申請書記載事項変更届の写し及び使用印鑑届兼委任状の写しを入札開始時刻までに提出すること。

※ 指定用紙は市川市ホームページからダウンロードすること。

(6) 入札参加資格の有無

- ア 入札参加資格が「無し」と確認された者には、令和8年5月7日（木）午後5時までに電話連絡し、後日その理由書を送付する。
- イ 入札参加資格が「有り」と確認された者には、令和8年5月7日（木）午後5時までに「一般競争入札参加資格者証」（以下、「参加資格者証」という。）を電子メールで送信する。なお電子メール受信後は、受信確認メールを送信元へ返信すること。
- ウ 協同組合が申請する場合において、当該協同組合の理事会の構成員である者が交付を受けた上記イの参加資格者証は無効となり、資格は無かったものとする。

7. 質疑について

(1) 入札に関して質疑がある場合は、市指定の質疑書に質疑内容を記入のうえ、市川市福祉部生活支援課へ電子メールにて提出すること。提出が確認された場合は提出に対しての受領メールを送信する。受領メールがない場合は、質疑が提出されていないものとして取り扱うものとする。なお、質疑がない場合は提出しないものとする。

（質疑書は市川市ホームページからダウンロードすること。）

- ア 質疑提出期間 6.(1)の申請期間と同期間（ただし、最終日は**正午**まで）
- イ 質疑提出電子メールアドレス seikatsushienka@city.ichikawa.lg.jp
- ウ 質疑回答日 6.(6)イに規定する参加資格者証の送信期限と同日時

(2) 質疑に対する回答は電子メールで行う。なお、質疑及び回答の全部を、参加資格者証の交付を受けた者全員に対し電子メールで行う。

8. 入札日時及び場所

- (1) 日時 令和8年5月13日（水）午前10時00分から

(2)場所 市川市南八幡2丁目20番2号 市川市役所第2庁舎2階 会議室3

9. 入札保証金 免除

10. 支払条件

- (1)前金払 無
- (2)部分払 無
- (3)概算払 無
- (4)その他

本件は単価契約とする。支払回数及び支払時期については、契約時に協議するものとする。ただし、1回あたりの支払金額は各支払時期内における各実績数量に各契約金額又は報酬率を乗じた金額の合計金額（当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。

11. 地方自治法施行令第167条の10第2項の規定を適用する最低制限価格の設定 無

12. 内訳書の提出 有（市指定の内訳書を入札時に提出すること。内訳書の提出がない場合は入札を無効とする。再度の入札においても同様とする。）

13. 入札金額の記載方法

(1)入札書の金額については、各予定数量に各単価を乗じた金額と本市が示す回収見込額に入札者が見積もった報酬率を乗じた金額の合計金額（入札金額）を記載すること。

なお、入札内訳書に記載する各単価及び報酬率は、契約期間全体の単価及び報酬率となるので注意すること。

(2)契約金額については、入札内訳書に記載された各単価に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てしない金額）及び報酬率に当該報酬率の100分の10に相当する率を加算した報酬率（当該報酬率に1%未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てしない報酬率）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額（単価及び報酬率）の110分の100に相当する金額を入札内訳書に記載すること。

(3)落札決定に当たっては、入札書に記載された合計金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の総額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

14. その他の入札必要事項

- (1)入札に際し、市指定の内訳書を提出すること。
- (2)入札前に必ず所定の参加資格者証を提示すること。
- (3)代理人又は復代理人により入札する場合は、入札前に委任状（本人の記名、押印とともに代理人又は復代理人が記名、押印したもの）を提出し、入札書へ本人の記名とともに代理人又は復代理人が記名、押印すること。
- (4)一旦提出した入札書の手換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (5)本件入札の予定価格は、入札金額について設定するものとする。
- (6)予定価格以内の入札をした者（最低制限価格が設定されているときは、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の入札をした者）がないときは、直ちに、再度の入札を1回だけ行う。参加資格者証の交付を受けた者が1人である場合又は再度の入札者が1人とな

った場合においても同様とする。

(7) 予定価格以内の最低価格の入札をした者を落札者とする。ただし、最低制限価格が設定されているときは、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。また、最低制限価格を下回った申込みをした者は落札者とせず失格とし、前号に定める再度の入札に参加できない。

(8) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、くじにより落札者を決定する。

15. 入札の取りやめ等

入札参加者が連合し又は不穩の行動をなす等の場合において入札を公正に執行することができないと認められるとき又は本市の都合により、入札を延期し若しくは取りやめる場合がある。この場合において、入札参加者は異議を申し立てることができない。

16. 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。また、無効の入札をした者は、入札後直ちに行う再度の入札には参加できない。

- (1) 虚偽又は現況と異なる記載による入札参加申請を行い、入札参加資格を得た者による入札
- (2) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 明らかに連合によると認められる入札
- (5) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (6) 郵便、信書便、電報、電話、電子メール又はファックスその他の電気通信（電気通信事業法第2条第1号に規定する電気通信をいう。）による入札
- (7) 内訳書の提出を条件とされている入札において内訳書の提出がない者のした入札
- (8) 以下のいずれかに該当する入札書による入札
 - ・ 記名押印のない入札書
 - ・ 入札金額を訂正した入札書
 - ・ 入札金額が0円、マイナスの金額又は一定の金額をもって価格を表示しない入札書
 - ・ 要領を知得することができない入札書
 - ・ 鉛筆や消せるボールペン等の訂正可能な筆記具で記載された入札書
 - ・ 代表者印又は代理人印がスタンプ式の印鑑による押印である入札書
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札

17. 契約保証金

長期継続契約は、契約の履行の確保を確実にしめる必要があることから、入札内訳書記載の各単価に当該金額の100分の10に相当する額をそれぞれ加算し、それぞれの12か月分の予定数量を乗じた額及び報酬率に当該報酬率の100分の10に相当する率を加算し、12か月分の回収見込額を乗じた額の合計（年度により金額が異なる場合は、最大となる年度のコスト）の100分の10以上の額を、契約保証金として契約締結日以前に納付するものとする。納付方法は現金又は市が定めた有価証券とする。ただし、契約締結日以前に履行保証保険に加入すること又は連帯保証人を立てることにより、これを免除する。

※履行保証保険に加入する場合は、「保証（保険）期間」を契約締結日から施行期間終了日までとすること。施行期間の開始日からではないことに留意すること。

※連帯保証人は、契約予定者と同等の能力を有し、かつ、契約に必要な資格を有するものとする。ただし、当該入札に参加した者又は契約予定者と資本提携関係等を有するものを連

帯保証人とすることはできない。

18. 条件付の解除事項

法令に基づく長期継続契約は、翌年度以降の債務を負担することなく長期の契約を締結できるものであることから、予算が保証されているわけではないので、契約書には「翌年度以降における歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合には、当該契約を解除又は変更する」旨の条項を盛り込むものとする。

19. 契約条件等

- (1) 落札者は落札決定後、速やかに契約締結すること。
- (2) 落札者は、落札によって得た権利義務を、第三者に譲渡してはならない。
- (3) 契約金額は、入札内訳書に記載された各単価（税抜）及び報酬率（税抜）に消費税及び地方消費税相当額を加えた額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てしない金額）とする。
- (4) 落札決定後契約締結までの間に、落札者が5. に規定する競争入札参加資格を満たさなくなった場合又は落札者の入札が16. に規定する入札の無効に該当することが判明した場合は、契約を締結しないことができるものとする。
- (5) 協同組合及び当該協同組合の理事会の構成員が入札で競合し、当該入札の結果、協同組合又は当該協同組合の理事会の構成員が契約を締結したときは、当該契約は解除となり、損害賠償等の対象となる。

20. 業務の履行について

業務の履行にあたっては、別紙「業務委託契約の適正な履行について」を遵守しなければならない。

21. その他

- (1) 提出された入札参加資格確認資料は返却しない。
- (2) 「一般競争入札参加資格者証」を受領後に入札を辞退するときは、入札辞退届又はその旨を明記した書類を6.(3)の担当課に提出すること。なお、入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札等について不利益な取扱いを受けることはない。

22. 問い合わせ先

市川市福祉部生活支援課 電話047-712-8728